

【ISTSW－中国標準通信 Vol. 032】

「消費財リコール管理暫定規定」の公布とポイント解説

発行元：株式会社 IST ソフトウェア

目次

(1) 中国標準最新動向

- 国家標準公告 2019 年第 14 号

(2) 2019 年 12 月実施標準

- 216 件
 - ・国家標準 193 件（強制性標準 14 件、推奨性標準 179 件）
 - ・業界標準 23 件

(3) 法規・標準の制定動向

- 「消費財リコール管理暫定規定」公布とポイント解説

★~~~~~

(1) 中国標準最新動向

~~~~~★

#### ◆ 国家標準公告 2019 年第 14 号

国家標準公告[2019] 14 号 国家標準委、国家標準 177 件などを公布

原文ソース：[2019 年第 14 号](#)

発行日：2019-10-18

| No | 標準番号              | 標準名                                                     | 代替標準番号            | 実施日        |
|----|-------------------|---------------------------------------------------------|-------------------|------------|
| 1  | GB/T 5373-2019    | オートバイとモペッド（軽便オートバイ）寸法と品質パラメータの測定法                       | GB/T 5373-2006    | 2020-07-01 |
| 2  | GB/T 5599-2019    | 車両の動的性能評価とテスト識別の仕様                                      | GB/T 5599-1985    | 2020-07-01 |
| 3  | GB/T 7755.2-2019  | 加硫ゴムまたは熱可塑性ゴム 通気性の測定 第 2 部分：等圧法                         |                   | 2020-11-01 |
| 4  | GB/T 15000.2-2019 | 標準サンプル作業ガイドライン 第 2 部分：汎用用語及び定義                          | GB/T 15000.2-1994 | 2019-12-10 |
| 5  | GB/T 15000.4-2019 | 標準サンプル作業ガイドライン 第 4 部分：証明書、ラベル及び添付ファイルの内容                | GB/T 15000.4-2003 | 2019-12-10 |
| 6  | GB/T 16915.3-2019 | 家庭用と類似用途の固定式電気設備のスイッチ 第 2-2 部分：リモートコントロールスイッチ(RCS)の特殊要件 | GB/T 16915.3-2000 | 2020-07-01 |

|    |                    |                                                       |                   |            |
|----|--------------------|-------------------------------------------------------|-------------------|------------|
| 7  | GB/T 16915.4-2019  | 家庭用と類似用途の固定式電気設備のスイッチ 第2-3部分: タイムディレイスイッチ (TDS) の特殊要件 | GB/T 16915.4-2003 | 2020-07-01 |
| 8  | GB/T 17693.10-2019 | 中国語で外国語翻訳する時ガイドライン 第10部分: 日本語                         |                   | 2019-12-10 |
| 9  | GB/T 38279-2019    | 鉛蓄電池の補助材料の技術仕様                                        |                   | 2020-07-01 |
| 10 | GB/T 38281.1-2019  | 家庭用および同様の固定電気設備用のインジケータランプ 第1部分: 一般要件                 |                   | 2020-07-01 |
| 11 | GB/T 38285-2019    | オートバイとモペットのブレーキ                                       |                   | 2020-07-01 |
| 12 | GB/T 38287-2019    | プラスチック材料中の六価クロムの測定                                    |                   | 2020-11-01 |
| 13 | GB/T 38288-2019    | プラスチック ポリプロピレン再生修正特殊素材                                |                   | 2020-11-01 |
| 14 | GB/T 38290-2019    | プラスチック材料中のカドミウムの測定                                    |                   | 2020-11-01 |
| 15 | GB/T 38291-2019    | プラスチック材料の鉛含有量の決定                                      |                   | 2020-11-01 |
| 16 | GB/T 38292-2019    | プラスチック材料の水銀含有量の測定                                     |                   | 2020-11-01 |
| 17 | GB/T 38295-2019    | プラスチック材料中の鉛、カドミウム、六価クロム、水銀の制限                         |                   | 2020-11-01 |
| 18 | GB/T 38331-2019    | リチウムイオン電池製造装置の一般的な技術要件                                |                   | 2020-07-01 |
| 19 | GB/T 38333-2019    | 鉛蓄電池用の無線周波数識別 (RFID) 電子タグの技術仕様                        |                   | 2020-07-01 |

表1 国家標準公告[2019] 14号 (一部抜粋)

★~~~~~

## (2) 2019年12月実施標準 (合計: 216件)

~~~~~★

・国家標準 (193件)

強制性標準 14件

推奨性標準 179件

・業界標準 (23件)

強制性標準 1件

推奨性標準 22件

内訳:

AQ(安全生産)=1件 (強制性標準)

CJ(都市建設)=2件

GH(購入販売協同組合)=17件

JG(建築工程)=3件

下表は12月に実施の標準(一部抜粋):

| 標準番号 | 標準名称 (日本語仮訳) | 改訂情報 |
|---------------|-----------------|---------------|
| GB 12899-2018 | 手持式金属探知機共通技術的規範 | GB 12899-2003 |

| | | |
|--------------------|---|---|
| GB 15208. 1-2018 | 微線量X線の安全検査装置 第1部分：技術的通則 | GB 15208. 1-2005 |
| GB 15208. 2-2018 | 微剂量X線の安全検査設備 第2部分：透過型バッグ安全検査装置 | GB/T 15208. 2-2006 |
| GB 15208. 3-2018 | 剂量X線の安全検査設備 第3部分：透過型貨物安全検査装置 | |
| GB 15208. 4-2018 | 微剂量X線の安全検査設備 第4部分：人体の安全検査装置 | |
| GB 15208. 5-2018 | 微剂量X線の安全検査設備 第5部分：後方散乱物品の安全検査装置 | |
| GB 15210-2018 | 通過式金属探知ゲート共通技術規範 | GB 15210-2003 |
| GB 36887-2018 | 合成皮革の単位製品あたりのエネルギー消費限度値 | |
| GB 36888-2018 | 生コンクリートの単位製品あたりのエネルギー消費限度値 | |
| GB 36889-2018 | ポリエステルの単位製品あたりのエネルギー消費制限度値 | |
| GB 36890-2018 | 日常用セラミックスの単位製品あたりのエネルギー消費限度値 | |
| GB 36891-2018 | ムライトの単位製品あたりのエネルギー消費限度値 | |
| GB 36892-2018 | コランダム単位製品あたりのエネルギー消費限度値 | |
| GB 36893-2018 | 空気清浄機のエネルギー効率限界値とエネルギー効率レベル | |
| GB/T 13402-2019 | 大直径鋼製パイプフランジ | GB/T 13402-2010 |
| GB/T 17424-2019 | 差動グローバル衛星航法システム (DGNSS) 技術要件 | GB/T 17424-2009 |
| GB/T 23901. 1-2019 | 無損検測（探傷検査） X線写真の画質 第1部分：線型画質計画質指数の測定 | GB/T 23901. 1-2009 |
| GB/T 2423. 5-2019 | 環境試験 第2部分：試験方法 試験 Ea と指針：衝撃 | GB/T 2423. 5-1995,
GB/T 2423. 6-1995 |
| GB/T 2423. 63-2019 | 環境試験 第2部分：試験方法試験：温度（低温、高温）/低圧/振動（ハイブリッドモード）合成 | |
| GB/T 37437-2019 | 正面エアバッグ アウトオブポジションの乗員保護に関する技術的要件 | |
| GB/T 37474-2019 | 自動車エアバッグシステム誤作用試験の方法と要件 | |
| GB/T 37547-2019 | 廃プラスチックの分類とコード | |
| GB/T 4857. 1-2019 | 包装 梱包物（パッケージ）運送試験 第1部分：試験の時核部位の表示法 | GB/T 4857. 1-1992 |
| GB/T 9124. 1-2019 | 鋼製管フランジ 第1部分：PNシリーズ | GB/T 9113-2010,
GB/T 9114-2010,
GB/T 9115-2010,
GB/T 9116-2010,
GB/T 9117-2010,
GB/T 9118-2010,
GB/T 9119-2010, |

| | | |
|------------------|-----------------------------|--|
| | | GB/T 9120-2010,
GB/T 9121-2010,
GB/T 9122-2010,
GB/T 9123-2010,
GB/T 9124-2010,
部分代替:
GB/T 9112-2010 |
| GB/T 9124.2-2019 | 鋼製管フランジ 第2部分:Classシリーズ | GB/T 9112-2010,
GB/T 9113-2010,
GB/T 9114-2010,
GB/T 9115-2010,
GB/T 9116-2010,
GB/T 9117-2010,
GB/T 9118-2010,
GB/T 9119-2010,
GB/T 9120-2010,
GB/T 9121-2010,
GB/T 9122-2010,
GB/T 9123-2010,
GB/T 9124-2010,
部分代替:
GB/T 9112-2010 |
| AQ 2061-2018 | 金属および非金属地下鉱山の防水安全技術規範 | |
| JG/T 268-2019 | 建物のドアクローザー | JG/T 268-2010 |
| JG/T 546-2019 | 建築工事用の吊り上げ作業の安全性 保護プラットフォーム | |
| JG/T 563-2019 | 建築紙ハニカム複合壁板 | |

表2 2019年12月実施標準リスト(一部抜粋)

★~~~~~

(3) 法規・標準の制定動向

「消費財リコール管理暫定規定」の公布とポイント解説

~~~~~★

2019年11月8日に、国家市場監督管理局は「消費財リコール管理暫定規定」(以下「リコール規定」)を承認し、国家市場監督総局令第19号にて公告。本リコール規定は2020年1月1日より実施し、2016年1月1日実施の「欠陥消費品リコール管理弁法」(以下、旧「管理弁法」)と2007年8月27日実施の「児童玩具リコール管理規定」を廃止とする。

#### 「消費財リコール管理暫定規定」

[http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fs/201911/t20191126\\_308824.html](http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fs/201911/t20191126_308824.html)

情報元:国家市場監督管理局、公布日:2019年11月26日

本リコール規定は、2019年2月にドラフト版を公布してから10ヶ月を経て、やっと公布されることになった。現行の消費者製品リコール制度に対して、いくつかの調整と改善点を加え、消費者の権益を保護するために、より包括的かつ効果的なリコール制度の完成を目指している。

「リコール規定」の主要ポイントをまとめてみたので、ご参考ください。

| ポイント                                              | 概要                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 法規の効力、行政処罰                                        | 旧「管理弁法」は部門規範性規定であったため、行政処罰の条項を設けていないが、 <u>本規定に部門規定に格上げなり、行政処罰の条項を設けられている。</u> 法規の効力はより強力になった。                                                                                                                              |
| リコール責任の主体、輸入製品のリコール責任主体を明確                        | 安全な消費品の提供は生産者の義務であり、 <u>生産者はリコールの実施主体と規定</u> 。また、「リコール規定」の第29条では、 <u>輸入消費財の海外生産者が指定する中国国内にある機関はそのリコール実施の生産者とみなす。海外生産者が指定していない場合、製品の輸入者は生産者とみなす。</u> 旧「管理弁法」では、海外生産者は国内に設立する機関のみがリコールを実施できると規定していたが、新規定は国内に関連機関の設立を要求していない。 |
| 国家と省級市場監督管理部門による2階級監督管理体制、省級市場監督管理部門の自主決定権が大きくなつた | 国家市場監督管理総局は全国範囲におけるリコール業務を監督管理し、省級市場監督管理部門は所轄地域におけるリコール業務を監督する。 <u>省級市場監督管理部門により大きな自主決定権が付与された。</u>                                                                                                                        |
| 適用対象範囲の拡大                                         | 旧「管理弁法」はリスト管理（電気製品、児童用品の2大類）方式にて運用されたが、本規定はリスト管理方式を廃止。適用対象は、 <u>消費財（消費者が生活消費のために購入して使用する製品）全般が対象となる</u> 。また、一部の商業用の製品も本規定を参照して実施することもできる。ただし、 <u>自動車、食品、薬品、特種設備等個別のリコール管理規定が制定されている製品は本規定の適用外。</u>                         |
| 生産者とその他の経営者の報告義務を強化                               | 生産者とその他経営者の報告義務を強化。第8条第1項では、「 <u>死亡、重大な人身傷害、または重大な財産損害を引き起こしたまたは引き起こす可能性がある場合</u> 」、または「 <u>中華人民共和国以外でリコールを実施した</u> 」場合、発見日から <u>2営業日以内に所在地方の省級市場監督管理部門に報告すること。</u>                                                        |
| リコール計画内容を明確、リコール情報公開を徹底                           | リコール計画内容を明確にし、リコール情報公開の徹底を求める。また、市場監督管理部門は消費財リコール管理情報システムを通じ、社会向けに公示することを要求。生産者とそのほかの経営者に対し、 <u>リコール計画を届けてから3営業日までに</u> リコール情報の公開を求める。                                                                                     |

表3 「消費財リコール管理に関する暫定規定」のポイント

一部の業界専門サイトでは、本規定の実施により、市場監督管理部門による製品の抜き取り検査で品質、安全、エネルギー効率などの項目で不合格となった場合、市場監督管理部門から生産者へ対して、強制的にリコールの実施を求められる可能性が高いと分析している。

上記の見解を裏付けるような記事を見つけたので、合わせてご参考ください。

江西省が「消費財リコール管理暫定規定」の実施後に初めてリコール公告を公布。

[http://amr.jiangxi.gov.cn/art/2020/1/15/art\\_22466\\_1488372.html](http://amr.jiangxi.gov.cn/art/2020/1/15/art_22466_1488372.html)

江西省市場監督管理局は紙カップの買い上げ検査を実施し、該当製品に欠陥があった可能性と判定。生産者に検査結果を通達し、リコール実施の必要性調査を命じた。該当生産者は製品に欠陥があったことを認め、リコールを実施することとなった。

江西省南昌市湖区緑保紙製品による紙コップのリコール公告。

[http://amr.jiangxi.gov.cn/art/2020/1/20/art\\_22493\\_1491768.html](http://amr.jiangxi.gov.cn/art/2020/1/20/art_22493_1491768.html)

江西省市場監督管理局にリコール計画を提出し、即日よりリコールを実施する。リコールの対象は 2019 年 6 月 17 日に製造されたコート紙コップ 2600 個。

-完-

---

#### ■注意事項

本メルマガに掲載した記事、公告内容等は、株 IST ソフトウェアが仮訳および編集を行ったものです。記載内容に疑義のある場合には中国語の原文に準じてください。お客様に提供した情報に関連して、万一、お客様が不利益を被る事態が生じたとしても、株 IST ソフトウェアは責任を負いませんので、ご了承ください。